

平成23年2月

滋賀県議会定例会議案

(その2)

目 次

議第 56 号	平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）	頁 1
議第 57 号	債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき 議決を求めることについて	3
議第 58 号	債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき 議決を求めることについて	7

一般会計補正予算

議第 56 号

平成22年度滋賀県一般会計補正予算（第 6 号）

平成22年度滋賀県の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,431,923千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 509,813,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の議案を提出する。

平成23年 2 月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰入金		千円 28,539,963	千円 1,382,541	千円 29,922,504
	2 基金繰入金	26,224,699	1,382,541	27,607,240
15 諸収入		42,841,423	49,382	42,890,805
	3 貸付金元利収入	34,057,929	49,382	34,107,311
歳入合計		508,381,397	1,431,923	509,813,320

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 琵琶湖環境費		千円 19,854,390	千円 1,431,923	千円 21,286,313
	4 森林林業費	10,128,925	1,431,923	11,560,848
歳出合計		508,381,397	1,431,923	509,813,320

そ の 他 の 議 案

議第57号

債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

社団法人滋賀県造林公社が滋賀県を相手方として、民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条および特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項の規定に基づき、調停を申し立てた債務額確定債務支払協定調停事件（大阪地方裁判所平成19年（特ノ）第2号）について、次のとおり調停に合意することおよび当該合意に基づき社団法人滋賀県造林公社に対する債権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号および第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 申立人

滋賀県大津市松本一丁目2番1号

社団法人滋賀県造林公社

理事長 嘉 田 由 紀 子

2 調停の要旨

- (1) 滋賀県および申立人は、申立人が行っている分収造林事業等が、琵琶湖周辺の森林が持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与することに鑑み、(2) 以下に定める方法によって申立人の経営状態を改善させ、もって申立人が行う分収造林事業等を継続させることを目的として本調停条項に合意する。
- (2) 滋賀県および申立人は、平成22年3月31日時点で、申立人が滋賀県に対して、別表1および別表2のそれぞれの債権額の欄に記載のとおり、金銭消費貸借契約に基づく借入金債務ならびにこれに係る約定利息債務および遅延損害金債務、ならびに申立人の農林漁業金融公庫（現在の株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。）に対する金銭消費貸借契約に基づく借入金債務ならびにこれに係る約定利息債務および遅延損害金債務を滋賀県が免責的に引き受けたことの代償として平成20年9月4日に滋賀県と申立人の間で締結した弁済合意書（以下「弁済合意書」という。）に基づく金銭支払債務を負っていることを確認する。

(3) 滋賀県は、本調停成立日に、申立人に対して有する(2)の債権のうち以下の額を放棄する。

ア 貸付金債権のうち金9億5,156万3,329円ならびに本調停成立日までに既に発生した約定利息債権の全額および遅延損害金債権の全額

イ 弁済合意書に基づく債権の全額

(4) 申立人は、(3)により放棄した後に残る(2)の債務および(6)の債務の弁済として、以下のとおり支払う。

ア 平成23年5月20日限り、金3,100万8,457円を支払う。

イ 申立人が行っている分収造林事業等によって平成27年度から分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益(主伐収入、間伐収入、補助金収入および受託事業収入等の収入から、造林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金、分収に係る調査費および受託事業費等の支出を控除したものをいう。以下「収益」という。)が生じたときに、当該収益額の97.137112パーセントを、当該収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から3箇月以内に支払う。

(5) (3)で放棄された後に残る申立人の債務については、全て無利息とする。

(6) 滋賀県は、申立人に対し、申立人が滋賀県以外の債権者である大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市および阪神水道企業団に対する借入金債務を弁済するために必要な資金である金14億3,192万2,089円を新規に貸し付ける。

(7) 滋賀県は、申立人が行っている分収造林事業等によって、水源かん養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本調停成立後も引き続き申立人に対して必要な指導、助言および支援を行う。

(8) 滋賀県および申立人は、本調停に定めのない事項が生じた場合または本調停に定めのある事項でもその解釈に疑義が生じた場合には、(1)の本調停条項締結の目的に沿って、誠実に協議して解決するものとする。

(9) 調停費用は、各自の負担とする。

別表1 金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権額(借入金債務額)

	債 権 額	債 権 放 棄 額	放 棄 後 債 権 額
	円	円	円
元 金	6,059,126,641	951,563,329	5,107,563,312
利 息	2,236,776,055	2,236,776,055	—
遅延損害金	2,864,113	2,864,113	—
計	8,298,766,809	3,191,203,497	5,107,563,312

別表2 弁済合意書に基づく金銭債権額（金銭支払債務額）

	債 権 額	債 権 放 棄 額	放 棄 後 債 権 額
	円	円	円
第2条 第1号の額	11,866,853,969	11,866,853,969	—
第2条 第2号の額	447,791,500	447,791,500	—
第2条 第3号の額	91,506,641	91,506,641	—
計	12,406,152,110	12,406,152,110	—

（参 考）

申立人は、琵琶湖周辺において森林の持つ水源かん養機能を高めることなどを目的として、昭和40年4月1日に設立され、これまで申立人の社員である滋賀県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市および阪神水道企業団（以下「社員債権者」と総称する。）ならびに公庫から事業資金を借り入れて分収造林事業等を実施し、約7,000ヘクタールの森林を造成してきた。

そして、その森林の伐採収益によって債務を弁済する予定であったが、木材価格の大幅な下落などにより今後の伐採収益の見通しが厳しくなるとともに、債務の弁済のためにさらに借入をしたことなどから、申立人の経営状況は悪化していた。

そこで、申立人は、経費削減や補助金の積極的な活用などに取り組むとともに、平成7年12月に経営計画を策定し経営改善を図ってきた。また、これに対して滋賀県は、補助金の交付や平成12年4月からの貸付金の無利息化などにより申立人を支援してきたところである。

しかし、経営状況の改善がみられなかったことから、申立人は、平成17年1月から新たな経営計画の策定に取り組むとともに、社員債権者および公庫から債務の弁済について猶予を受けていたが、申立人や社員債権者における協議が整わず、計画の策定に至らなかったため、平成19年4月以降は公庫から猶予を受けることができず、また申立人が弁済できなかったことから、公庫に債務の全額について一括弁済を請求されることとなった。

よって、申立人は、算出した今後の伐採収益額の見込みが申立人の債務額を大きく下回ったことから、支払不能および債務超過に陥るおそれがあるとして、社員債権者および公庫を相手方とし、債務免除を含め債務額を確定した上、その支払方法について協定することを求めて、平成19年11月に大阪地方裁判所に調停を申し立てたものである。

なお、申立人の公庫に対する債務については、滋賀県が公庫との間で損失補償契約を締結していたことから、当該契約に基づき損失が確定した債務については、平成20年3月および5月に滋賀県が公庫に対し、当該損失額3,708万7,243円を補償するとともに、残る債務については、同年8月にその全額を滋賀県が免責的に引き受ける契約を締結し、滋賀県が公庫

に対し、平成61年までの42年間にわたり総額 164 億 3,443 万 7,848 円を弁済することとなったところである。

議第58号

債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成23年2月15日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

財団法人びわ湖造林公社が滋賀県を相手方として、民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条および特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第3条第1項の規定に基づき、調停を申し立てた債務額確定債務支払協定調停事件（大阪地方裁判所平成19年（特ノ）第11号）について、次のとおり調停に合意することおよび当該合意に基づき財団法人びわ湖造林公社に対する債権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号および第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 申立人

滋賀県大津市松本一丁目2番1号

財団法人びわ湖造林公社

理事長 田 口 宇一郎

2 調停の要旨

- (1) 滋賀県および申立人は、申立人が行っている分収育林事業、分収造林事業等（以下「分収林事業等」という。）が、琵琶湖周辺の森林が持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与することに鑑み、(2) 以下に定める方法によって申立人の経営状態を改善させ、もって申立人が行う分収林事業等を継続させることを目的として本調停条項に合意する。
- (2) 滋賀県および申立人は、平成22年3月31日時点で、申立人が滋賀県に対して、別表1および別表2のそれぞれの債権額の欄に記載のとおり、金銭消費貸借契約に基づく借入金債務およびこれに係る約定利息債務、ならびに申立人の農林漁業金融公庫（現在の株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。）に対する金銭消費貸借契約に基づく借入金債務ならびにこれに係る約定利息債務および遅延損害金債務を滋賀県が免責的に引き受けたことの代償として平成20年9月4日に滋賀県と申立人の間で締結した弁済合意書（以下「弁済合意書」という。）に基づく金銭支払債務を負っていることを確認する。

(3) 滋賀県は、本調停成立日に、申立人に対して有する(2)の債権のうち以下の額を放棄する。

ア 貸付金債権のうち金179億366万2,801円および本調停成立日までに既に発生した約定利息債権の全額

イ 弁済合意書に基づく債権の全額

(4) 申立人は、(3)により放棄した後に残る(2)の債務の弁済として、以下のとおり支払う。

ア 平成23年5月20日限り、金1,837万4,524円を支払う。

イ 申立人が行っている分収育林事業によって平成22年度から分収育林事業が終了する年度までの各事業年度において収益（主伐収入および補助金収入等の収入から、育林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金および分収に係る調査費等の支出を控除したものをいう。以下「分収育林収益」という。）が生じたときに、当該分収育林収益額を、当該分収育林収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から3箇月以内に支払う。

ウ 申立人が行っている分収育林事業を除く分収林事業等によって平成35年度から分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益（主伐収入、間伐収入、補助金収入および受託事業収入等の収入から、造林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金、分収に係る調査費および受託事業費等の支出を控除したものをいう。以下「分収造林等収益」という。）が生じたときに、当該分収造林等収益額を、当該分収造林等収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から3箇月以内に支払う。

(5) (3)で放棄された後に残る申立人の債務については、全て無利息とする。

(6) 滋賀県は、申立人が行っている分収林事業等によって、水源かん養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本調停成立後も引き続き申立人に対して必要な指導、助言および支援を行う。

(7) 滋賀県および申立人は、本調停に定めのない事項が生じた場合または本調停に定めのある事項でもその解釈に疑義が生じた場合には、(1)の本調停条項締結の目的に沿って、誠実に協議して解決するものとする。

(8) 調停費用は、各自の負担とする。

別表1 金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権額（借入金債務額）

	債 権 額	債 権 放 棄 額	放 棄 後 債 権 額
	円	円	円
元 金	29,986,825,529	17,903,662,801	12,083,162,728
利 息	4,450,079,552	4,450,079,552	—
計	34,436,905,081	22,353,742,353	12,083,162,728

別表2 弁済合意書に基づく金銭債権額（金銭支払債務額）

	債 権 額	債 権 放 棄 額	放 棄 後 債 権 額
第 2 条 第 1 号の額	円 37,377,767,721	円 37,377,767,721	円 —
第 2 条 第 2 号の額	1,370,570,677	1,370,570,677	—
第 2 条 第 3 号の額	271,757,044	271,757,044	—
計	39,020,095,442	39,020,095,442	—

（参 考）

申立人は、琵琶湖周辺において森林の持つ水源かん養機能を高めることなどを目的として、また琵琶湖総合開発計画の策定を受けて、昭和49年3月26日に設立され、これまで滋賀県、公庫および財団法人琵琶湖総合開発事業資金管理財団（平成10年3月に解散。）から事業資金を借り入れて分収林事業等を実施し、約12,500ヘクタールの森林を造成してきた。

そして、その森林の伐採収益によって債務を弁済する予定であったが、木材価格の大幅な下落などにより今後の伐採収益の見通しが厳しくなるとともに、債務の弁済のためにさらに借入をしたことなどから、申立人の経営状況は悪化していた。

そこで、申立人は、経費削減や補助金の積極的な活用などに取り組むとともに、平成8年12月に経営計画を策定し経営改善を図ってきた。また、これに対して滋賀県は、補助金の交付や平成11年4月からの貸付金の無利息化などにより申立人を支援してきたところである。

しかし、経営状況の改善がみられなかったことから、申立人は、平成17年1月から新たな経営計画の策定に取り組むとともに、滋賀県および公庫から債務の弁済について猶予を受けていたが、計画の策定に至らなかったため、平成19年4月以降は公庫から猶予を受けることができず、また申立人が弁済できなかったことから、公庫に債務の全額について一括弁済を請求されることとなった。

よって、申立人は、算出した今後の伐採収益額の見込みが申立人の債務額を大きく下回ったことから、支払不能および債務超過に陥るおそれがあるとして、滋賀県および公庫を相手方とし、債務免除を含め債務額を確定した上、その支払方法について協定することを求めて、平成19年11月に大阪地方裁判所に調停を申し立てたものである。

なお、申立人の公庫に対する債務については、滋賀県が公庫との間で損失補償契約を締結していたことから、平成20年8月にその債務の全額を滋賀県が免責的に引き受ける契約を締結し、滋賀県が公庫に対し、平成61年までの42年間にわたり総額526億1,385万4,656円を弁済することとなったところである。